

## 南砺市地域防災計画見直し(案)へのパブリックコメントと市の回答一覧表(案)

## 資料1 第1編 総則

No.	page	意見	理由	市の回答
1	12	第3節 第2 1 3)指定地方行政機関 指定地方行政機関に「北陸総合通信局」を追加する。	災害対策基本法により、指定地方行政機関に指定されており、北陸地方における災害時には重要通信の確保に関する業務を行っているため追加する。	ご指摘及び東日本大震災の教訓における非常通信の重要性により、「総務省北陸総合通信局」を追加修正します。
2	13	第3節 第2 1 4)指定公共機関 「(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸」を「(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ」に修正する。	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモは、平成20年に(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸など地域ドコモ8社を吸収合併しており、現在では、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸は存在しない。 なお、同社は10月に(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモから(株)NTTドコモへ社名変更を予定しており、改正案の施行が10月以降になるのであれば(株)NTTドコモに修正されたい。	今回の修正は、会議開催時点の8月を予定していること、現行の県地域防災計画にならい「(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸支社」に変更修正します。
3	13	第3節 第2 1 4)指定公共機関 指定公共機関に「KDDI(株)」「ソフトバンクテレコム(株)」「ソフトバンクモバイル(株)」を追加する。	災害対策基本法により、KDDI、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイルも指定公共機関の指定を受けており、NTT西及びドコモと同じ業務を南砺市で行っているため、ドコモのみ追加する理由は乏しい。	「(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸支社」を2のご指摘により修正し、 ・ソフトバンクテレコム株式会社 ・KDDI株式会社 ・ソフトバンクモバイル株式会社を追加修正します。

## 資料2 第5編 震災編

No.	page	意見	理由	市の回答
4	17	第1章 第3節 第3 通信連絡体制の整備 「ネットワークを強化する。」の後に、「この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。」を追加する。	中央防災会議が策定する防災基本計画の通信手段の確保の項目では、「この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。」とあり、また、多くの自治体の地域防災計画でも非常通信協議会との連携を図ることとしているため。	南砺市は、「北陸地方非常通信協議会」の構成員になっていることから、ご指摘のとおり修正します。
5	17	第1章 第3節 第3 通信連絡体制の整備 「携帯端末」を「携帯情報端末」に修正する。	携帯端末では、何を指しているのか分からない。通信機器以外でも携帯できるものは携帯端末という場合があるので、「携帯情報端末(PDA)」と正確に記すべきである。	PDAについては、様々な解釈があることや、スマートフォンと従来の携帯電話機の相違点も考慮して、ご指摘を受けて、「携帯情報端末」に修正します。
6	17	第1章 第3節 第3 通信連絡体制の整備 「IT」を「ICT」に修正する。	通信をせず情報処理のみの場合はIT、通信も含めた場合はICTを用いるのが一般的である。	ご指摘のとおり、他の類似箇所も点検のうえ修正します。
7	18	第1章 第3節 第3 2 通信連絡手段 「(5)NTTの災害時優先電話」を「(5)西日本電信電話(株)の災害時優先電話」に修正する。	日本電信電話(株)(NTT)は、純粋持ち株会社であり、電気通信事業を行っていないため。	ご指摘とNTT以外にも災害時優先電話を取り扱う電気通信業者もあることから、「(5)電気通信業者の災害時優先電話」に修正します。
8	18	第1章 第3節 第3 2 通信連絡手段 「(8)アマチュア無線」を削除する。	アマチュア無線は個人(個人の集まりの団体を含む)に対して免許されるものであり、地方自治体がアマチュア無線局を開設して通信手段として整備することは不可能であるため。	ご指摘のとおり修正します。
9	18	第1章 第3節 第3 2 通信連絡手段 「(11)エリア放送」を追加する。	南砺市では、エリア放送を整備しており、防災にも活用することとしているため。	ご指摘のとおり修正します。

No	page	意見	理由	市の回答
10	18	第1章 第3節 第3 3 (2)災害時優先電話の指定内容を「あらかじめ電気通信事業者から災害時優先電話の指定を受け、緊急連絡体制の整備を図る。なお、災害時優先電話の指定を受けた場合は、その電話番号は非公開とする。」に修正する。	NTTの固定電話だけでなく、他社の固定電話や携帯電話も含めて災害時優先電話の指定を受ける必要がある。また、災害時優先電話は発信のみが優先されるものであり、災害時に着信が殺到すると実質的に利用できなくなるため。 パブコメの対象ではありませんが、インターネットで公開されている「南砺市地域防災計画資料編」で災害時優先電話登録施設の一覧があり、電話番号まで公開してありますが、この電話番号は削除すべきと考えます。	ご指摘の計画本文箇所について、「あらかじめ電気通信事業者から災害時優先電話の指定を受け、緊急連絡体制の整備を図る。」に修正いたします。また、ご指摘により、資料編の災害時優先電話番号は削除修正します。
11	18	第1章 第3節 第3 3 (5)非常通信体制の強化「なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。」を追加する。	この項目は改正の対象になっていませんが、アマチュア無線はボランティアであり、他の機関とは性格が異なる。このため中央防災会議が策定する防災基本計画ではアマチュア無線の活用にあたってはこの「なお書き」が付けてあるため。	ご指摘のとおり修正します。
12	29	第1章 第4節 第3 1 (2)施設、設備の整備(イ)に無線LAN(WiFi)を追加する。	スマートフォンが普及している今、WiFi環境は不可欠のため。	市では、指定避難所施設に無線LANの設置も進めていることから、ご指摘を受け「・・・ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報・・・」に修正します。
13	47	第1章 第5節 第3 2 (4)非常通信訓練「この場合、北陸非常通信局議会との連携に十分配慮する。」を追加する。	中央防災会議が策定する防災基本計画では、非常通信協議会と連携することとしているため。	ご指摘のとおり修正します。

資料3 第2章 震災応急対策

No	page	意見	理由	市の回答
14	60	第2章 第2節 第1 3 被害情報等の伝達手段「(5)アマチュア無線、携帯電話、・・・」のアマチュア無線を削除する。	電波法の規定により、市及び防災機関はアマチュア局の免許人にはなれないので、アマチュア無線を直接活用することはできないため。「4被害情報の収集活動」の(8)により、協力を得て情報収集することは可能。	「(5)携帯電話、インターネット等の有効活用のほか、アマチュア無線の協力も得られるよう体制の整備を図る。」に修正します。
15	60	第2章 第2節 第1 3 被害情報等の伝達手段「(6)無線通信が輻輳し、又は無線通信設備が不足して被害情報等の伝達に支障をきたした場合は、北陸総合通信局に衛星携帯電話等の無線通信設備の貸与を要請する。」を追加する。	北陸総合通信局では、無線通信設備を備蓄しており、災害時に無線通信設備が不足する場合に自治体からの要請により貸し出しを行っているため。	ご指摘のとおり修正します。
16	60	第2章 第2節 第1 4 被害情報の収集活動(7)の「消防無線」を「消防救急無線」に修正する。	第2章 第2節 第1 3 被害情報等の伝達手段で、「消防無線」を「消防救急無線」に修正しており、用語を統一するため。	ご指摘のとおり他の類似箇所も点検し、修正いたします。
17	60	第2章 第2節 第1 4 被害情報の収集活動(7)の「を傍受するとともに、」を「及び」に修正する。	電波法では、他人の通信を傍受することそのものは禁止していないが、「傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」とあり、南砺市の場合は市と消防は別法人格であり、電波法違反の指摘を受ける恐れがあるため。	ご指摘のとおり修正します。
18	60	第2章 第2節 第1 4 被害情報の収集活動(8)に「なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。」を追加する。	アマチュア無線はボランティアであり、他の機関とは性格が異なる。このため中央防災会議が策定する防災基本計画ではアマチュア無線の活用にあたってはこの「なお書き」が付けてあるため。	ご指摘のとおり修正します。

No	page	意見	理由	市の回答
19	62	第2章 第2節 第3 1 (1) 災害時優先電話 「NTT」及び「NTT富山支店」を「電気通信事業者」に修正する。	災害時優先電話は、NTTだけでなく携帯電話事業者を含む多くの電気通信事業者が行っているため。	ご指摘のとおり修正します。
20	63	第2章 第2節 第3 3 放送市がとなみ衛星通信テレビ(株)に知事を通じなくても直接放送依頼をすることができる計画を追加する。	市はとなみ衛星通信テレビ(株)と「災害緊急放送に関する相互協定」を結んでおり、知事を通じなくても直接放送依頼ができるため。	以下の文章を加筆修正します。 『ただし、市は、となみ衛星通信テレビ(株)に対しては、同社と締結している「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、直接依頼することができる。』
21	64	第2章 第2節 第3 4 (2)無線通信による通信 「なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。」を追加する。	アマチュア無線はボランティアであり、他の機関とは性格が異なる。このため中央防災会議が策定する防災基本計画ではアマチュア無線の活用にあたってはこの「なお書き」が付けてあるため。	ご指摘のとおり修正します。
22	93	第2章 第9節 第1 5 交通規制の広報 「エリア放送、SNS」を追加する。	災害情報伝達にも利用することを目的に、エリア放送、SNS(tittwe @nannto_bosai)整備し、運用しているため。	ご指摘を受け「 <u>市ホームページ、エリア放送、ソーシャルメディア等のインターネットを通して</u> 」に加筆修正します。
23	123	第2章 第16節 第5 1 非常用衛星通信装置の使用(NTT西日本) 「(衛星携帯電話含む)」を削除する。	NTT西日本では、衛星携帯電話事業を行っていない。NTTグループでは、NTTドコモが衛星携帯電話事業を行っているため。(KDDI、SBMも事業を実施)	1. のタイトルに付けている(NTT西日本) を削除修正します。
24	123	第2章 第16節 第5 2 (2) 通信施設の応急対策 「なお、通信設備の電源供給が途絶し、重要な通信に支障がある場合は、必要に応じて北陸総合通信局へ移動電源車の貸与を要請する。」を追加する。	北陸総合通信局では、災害の発生により重要な通信・放送設備の電源供給が途絶し、情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合などに移動電源車を貸与することとしているため。	ご指摘のとおり修正します。

その他・共通

No	page	意見	理由	市の回答
25		「専用通信」を「自営通信」に修正する。	多くの自治体の地域防災計画で「専用通信」の用語を使用していますが、自ら設置した通信設備による通信は、専用通信とは言わず、一般的には自営通信と言っているため。 また、電気通信事業者が提供する特定の顧客専用の通信回線を用いて行う通信を一般的には「専用線通信」と言っており、混同を避けるため自営通信と修正した方が良い。	ご指摘のとおり他の類似箇所も点検し、修正します。
26		「第1章 第3節 第3 3 (5) 非常通信体制の強化」では、アマチュア無線クラブに協力を依頼し、「第2章 第2節 第1 4 被害情報の収集活動」ではアマチュア無線団体協力を得て、「第2章 第2節 第3 4 (2)無線通信による通信」では市内のアマチュア無線局に対してとあり、その都度、協力を求める相手が違っているので、同一の相手になるよう修正する。	体制の整備から情報収集、通信の実施まで同一の相手の方が連携がとれやすいため。	ご指摘に沿って、「アマチュア無線団体」に統一修正します。

No	page	意見	理由	市の回答
27		会社名、用語等を統一する。	記載されている場所により、会社名や用語にバラツキがあるので、今回の改正以外の部分も含めて統一されたい。 【例】 ・消防無線、消防救急無線 ・アマチュア無線クラブ、アマチュア無線団体 ・エリア放送、ワンセグ放送 ・西日本電信電話(株)、NTT、NTT西日本、NTT富山支店 など	ご指摘に沿って以下のように統一修正します。 ・消防無線 → 消防救急無線 ・アマチュア無線クラブ → アマチュア無線団体 ・NTT、NTT西日本 → 西日本電信電話(株) ・NTT富山支店 → 西日本電信電話(株)富山支店 ・ワンセグ放送 → エリア放送